

## 工場等における昇降機の設置に係る留意事項

平成 21 年 2 月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

事故を起こしたエレベーターは、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続きの記録が見つかっておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

労働安全衛生法では、積載荷重 1 t 未満のエレベーター及び簡易リフトは、労働基準監督署への設置報告書の提出が必要となっておりますが、それとは別に、建築基準法において、かご床面積 1 m<sup>2</sup>超又は高さ 1.2m 超のものはエレベーターの規定が、かご床面積 1 m<sup>2</sup>以下かつ高さ 1.2m 以下のものは小荷物専用昇降機の規定が適用されます。

つきましては、工場等にこれらの昇降機を設置する場合は、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いいたします（一部の小荷物専用昇降機は除く）。

なお、建築基準法に関するお問い合わせについては、裏面に記載している建築基準法担当窓口までお願いします。

### 工場等に設置される

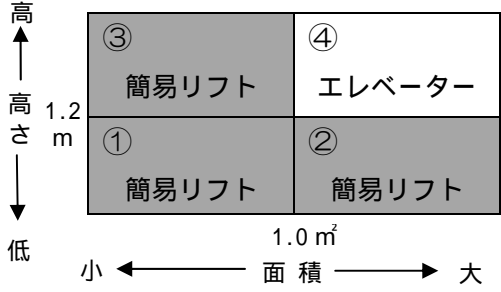
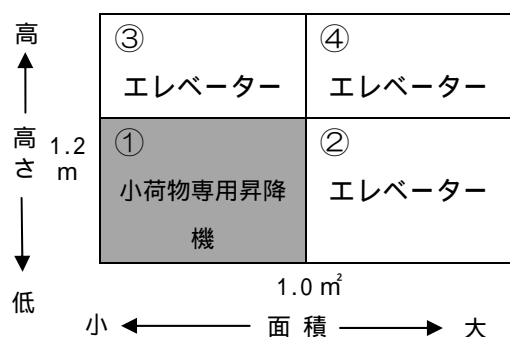
- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

については、労働安全衛生法に基づく設置報告書の提出とは別に、原則として、建築基準法に基づく建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】 建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いしま  
す。

担当部署	連絡先
新潟市 建築部 建築行政課	TEL : 025-228-1000 FAX : 025-224-6011 E-mail : kenchiku@city.niigata.lg.jp 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般 公衆の用に供されるものは除く）で積載 荷重 0.25 t 以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積 載荷重にかかわらず）
区 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積 1 m<sup>2</sup>超かつ高さ 1.2m超</li> <li>● 簡易リフト かごの面積 1 m<sup>2</sup>以下又は高さ 1.2m 以下</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積 1 m<sup>2</sup>超又は高さ 1.2m超</li> <li>● 小荷物専用昇降機 かごの面積 1 m<sup>2</sup>以下かつ高さ 1.2m 以下</li> </ul>  <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフ トですが、建築基準法ではエレベータ ーとなるため、建築基準法におけるエ レベーターの構造規定が適用されま す。</p>